

下水道工事 特記仕様書

丸山地区管渠布設工事(その 67)

共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則

(「1-1-1 適用」関係)

第1条 適用

- 1, この特記仕様書は、船橋市土木工事共通仕様書(令和8年4月)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2, この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3, 記載内容の優先については、特記仕様書、共通仕様書の順によるものとする。
- 4, 該当しない工種については、適用しないものとする。
- 5, 本特記仕様書において、チェックボックスが□の条項は適用しないものとする。

(「1-1-2 用語の定義」関係)

第2条 用語の定義

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(「1-1-8 工事の着手」関係)

第3条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和9年3月31日迄とする。

なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。また、工期内に工事目的物の引き渡し(工事完成検査含む)を行うこと。

- 本工事は、週休2日制モデル工事である。受注者は、原則、週休2日で施工すること。また、工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事実施マニュアル(試行)」に基づき、行うこと。
- 本工事の工事着手前に、受注者が完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。

(「1-1-10 施工体制台帳」関係)

第4条 施工体制台帳

- 1, 受注者は、施工体制台帳に係る書類について、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日最終改正、国官技第319号、国営建技第16号)により作成し、工事着手までに監督職員に提出しなければならない。ただし、警備会社については施工体制台帳の作成は不要とする。

また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度提出しなければならない。

- 2, 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年1

1月27日法律第127号)第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

3, 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第4項及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に掲げる事項の他、下請業者となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を施工体系図に明記しなければならない。

4, 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。

ただし、詳細になりすぎないように留意する。

(「1-1-17 支給材料及び貸与品」関係)

第5条 支給材料及び貸与品

□ 1, 支給材料は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要

□ 2, 貸付機械は下記のとおりとし、無償貸付とする。

機 械	規 格	備 考

(「1-1-18 工事現場発生品」関係)

第6条 工事現場発生品

□ 1, ○○箇所から発生する△△の引渡し場所は、□□(運搬距離L=△△km)とする。

□ 2, 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要

□ 3, 掘削箇所から発生する水道管(残置鋳鉄管等)の引渡し場所は、○○○○、片道運搬距離△△kmの□□□とする。

なお、残置管を上記場所に持込む際は、監督職員の指示を受けた上で持込むこと。

品目	規 格	単位	数 量	備 考

(「1-1-19 建設副産物」関係)

第7条 再資源化等及び再生資源活用について

1. 共通事項

- (1) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を提出するものとする。
- (2) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出するものとする。
- (3) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受け入れ伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けるものとする。

■ 2. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
アスファルト合材	再生密粒度アスコン(13)	表層(車道)
再生粒度調整碎石	RM-30 修正CBR80%以上	上層路盤
再生クラッシャーラン	RC-40 修正CBR30%以上	下層路盤・基礎
改良土	Top 20mm以下CBR6%以上	
流動化処理土	一軸圧縮強さ 交通開放時 130kN/m ² 以上 28日後 200～600 kN/m ²	

3. 建設副産物の処理については、下記のとおりとする。

建設発生土

□ (1) 指定(A)(工事間利用)の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先(相手先工事名、場所等) ■■■■ 工事 ○○○○地先

イ 土質及び処理量 第△種建設発生土 ▲▲▲ m³

ウ 搬出時期 ○○年□月 ～○○年□月

なお、搬出手続き等については監督職員の指示によること。

■ (2) 指定(A)(その他)の場合

建設発生土(126 m³)は、柏市若白毛字角巻、片道運搬距離 13.3 kmの聖建工業(有)に搬出するものとする。

なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

■ (3) 建設発生土100 m³以上の搬出をするため、搬出前に搬出先市町村へ「建設発生土搬出のお知らせ」により情報提供をしなければならない。

□ (4) 5000 m³以上の土砂運搬について、「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」に基

づいて事前協議を行い適正な計画を立案すること。

■ (5) 改良土使用の場合

建設発生土(222m³)は、鎌ヶ谷市初富、片道運搬距離 4.5 k mの鎌ヶ谷土質改良プラントに搬出するものとし、改良を行い再利用するものとする。

路盤廃材

- 本工事により発生する路盤廃材(48 t)は、習志野市茜浜、片道運搬距離 10.1 k mの三宝建設(株)に運搬し、処理するものとする。

建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) アスコン塊(30 t)は、船橋市西浦、片道運搬距離 10.5 k mの前田道路(株)に運搬し、処理するものとする。
- (2) 鉄筋コンクリート塊(t)は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△ k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- (3) 無筋コンクリート塊(t)は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△ k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- (4) 建設発生木材(t)は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△ k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- (5) 建設汚泥(m³)は、〇〇〇〇、片道運搬距離△△ k mの□□□に運搬し、処理するものとする。
- (6) 舗装版切断作業に伴う切断機械から発生する排水(0.5m³)は、八千代市吉橋、片道運搬距離 11.5 k mの千葉丸辰道路(株)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4、産業廃棄物処理の実態の確認

受注者は、産業廃棄物処理の処理に当たり、産業廃棄物管理票制度を厳正に運用するとともに、監督職員や検査職員の求めに応じ、マニフェスト情報を提示しなければならない。

5、舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第1

37号)に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

(「1-1-19 建設副産物」関係)

第8条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

■ 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の対象工事である。

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。また、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」の規定に基づく書面は、工事着手前に提出すること。

なお、「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、建設副産物情報交換システム工事登録証明書と共に提出すること。

2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書及び届出書)を提出し説明を行うものとする。

(2) 書面の提出は、契約に先立って行うものとする。

(「1-1-22 出来形検査等」関係)

第9条 部分引渡し

□ 本工事については、工事の完成に先立って、下記のとおり部分引渡しを行うものとする。

対象工種	対象範囲	引き渡し期間

（「１－１－２８ 工事中の安全確保」関係）

第10条 工事中の安全確保(その1)

- 1, 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」（令和元年５月２１日付け国関整道管第８号）に基づき適切な交通管理を行うものとする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2, 工事期間中は必要に応じ、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
- 3, 工事期間中に配置する交通誘導員は、現場条件に応じ配置するものとし、詳細については、施工条件の明示書
- 4, 安全対策関係を参照し、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき、配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4, 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出するとともに、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

（「１－１－２８ 工事中の安全確保」関係）

第11条 工事中の安全確保(その2)

- 1, 受注者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため、昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に１５分程度の休憩を実施するものとし、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
- 2, 受注者は、共通仕様書１－１－２８工事中の安全確保第９項に基づき、安全巡視者を定め、任務を遂行しなければならない。
なお、安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
- 3, 受注者は、共通仕様書１－１－２８工事中の安全確保第１１項に基づいて、下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。
 - (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画
 - (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
 - 1) 月１回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
 - 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
 - 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
 - 4) K Y 及び新規入場者教育の方法
 - 5) 場内整理整頓の実施

（「１－１－２８ 工事中の安全確保」関係）

第12条 枠組足場

- ☐ 本工事は枠組足場を設置する工事である。

1, 枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン」（令和5年12月26日付基発1226第2号）による設置を行うこと。

2, 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について監督職員と協議すること。

協議の結果、受注者及びリース会社の在庫がない等の理由により、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置が不可能となった場合は設計変更の対象とする。

3, ガイドラインについては下記より入手できる。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/>

（「1-1-30 後片付け」関係）

第13条 後片付け

受注者は、工事の施工に際し、土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

（「1-1-32 環境対策」関係）

第14条 事業損失防止施設

工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。

☐ 地盤沈下及び移動の測定

推進路線上（地上）の測点ごとに沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に道路面上の縦断測定を行うものとする。また、立坑周辺については官民境界を含め測量を行うこと。なお、測量範囲、測量期間等の詳細については、監督職員と協議し決定すること。

☐ 工事施工箇所の近隣の建物等について

施工条件の明示書 3. 周辺環境保全関係参照のこと。

（「1-1-32 環境対策」関係）

第15条 六価クロム溶出試験

☐ (1) 本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

△△△工法：配合設計段階 ☐ 検体、施工後段階 ☐ 検体

- （２）本工事で再生コンクリート砂を使用するため、六価クロムについて、平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号に規定される測定方式に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の適合を確認すること。

また、工事打合せ簿等での手続きにより再生コンクリート砂を使用する場合についても、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

- （３）本工事で流動化処理土を使用するため、六価クロムについて、平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号に規定される測定方式に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

なお、試料には流動化処理土を直接使用し、１購入先当たり１検体の適合を確認すること。

また、工事打合せ簿等での手続きにより流動化処理土を使用する場合についても、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。

（「１－１－３２ 環境対策」関係）

第16条 地下水水質観測試験

- 本工事は薬液注入工法を採用するので、地下水水質観測試験を行い、水質監視日報等により試験結果を提出すること。

なお、詳細については、監督職員の指示に従うこと。

監視の結果、水質の測定値が水質基準に適合していない場合、またはおそれのある場合は、直ちに工事を中止し、井戸の使用を禁止し、代替施設等必要な措置をとらなければならない。

（「１－１－３３ 文化財の保護」関係）

第17条 文化財の保護

- 本工事は事前協議により、埋蔵文化財包蔵地が含まれることが判明したため、受注者は施工にあたり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、文化財発見時には直ちに工事を中止し設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

（「１－１－３４ 交通安全管理」関係）

第18条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- １，積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ２，さし柙装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ３，過積載車輛、さし柙装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ４，取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柙装着車、不表示車

等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5, 建設発生土の処理及び骨材の購入にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6, 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

(「1-1-38 施工時期及び施工時間の変更」関係)

第19条 施工時間

本工事の作業時間帯は下記によるものとする。

作業区分	施工時間
昼間作業	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
夜間作業	
昼夜間作業	

ただし、上記施工時間帯に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

(「1-1-41 特許権等」関係)

第20条 特許権等

□ 本工事は特許権等に係わる工法を含む工事である。

本工事の〇〇工の施工にあたって、〇〇工法を見込んでいる。

なお、本工法は特許権に係わる工法である。

(1) 特許〇〇〇〇号「発明の名称を記載」

(2) 本特許権に係わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に係わる実施契約を締結するものとする。

(「1-1-42 保険の付保及び事故の補償」関係)

第21条 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度の普及徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

1, 請負契約額の増額変更があった場合等、共済証紙を追加購入した場合には掛金領収書(発注者用)を工事完成時までに発注者に提出しなければならない。

2, 工事請負契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書(発注者用)を提出できない場合には、その理由を記載した書面を発注者に提出するとともに、共済証紙を購入した場合には掛金収納書(発注者用)を速やかに発注者に提出しなければならない。

3, 共済証紙を購入しない場合には、工事請負契約締結後原則1ヶ月以内にその理由を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

4, 工事の施工にあたっては、以下の書類を作成するとともに、監督職員及び工事検査時における検査職員の求めに応じ、作成した書類を提示しなければならない。

1) 退職一時金制度一覧表(加入している退職一時金制度が証明できる資料を添付)

2) 共済証紙受払簿

3) 共済証紙貼付実績表

5, 工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識

を掲示しなければならない。

（「１－１－４２ 保険の付保及び事故の補償」関係）

第22条 健康保険等

受注者は、健康保険・厚生年金保険・雇用保険（以下「健康保険等」という。）への加入徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

- １，健康保険等の加入状況を施工体制台帳に記載すること。
- ２，下請契約において選定した建設企業者及び再下請負者について、健康保険等への加入状況を確認し、発注者に提示すること。
- ３，加入状況に変更が生じた場合にはその都度発注者に提示すること。

（「１－１－４７ ワンデーレスポンス」関係）

第23条 ワンデーレスポンス

船橋市ワンデーレスポンス実施マニュアルに基づき実施するものとする。

共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則第1節総則

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第24条 材料確認

- 受注者は、下記の工事材料を使用する場合は、見本または品質を証明する資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

この際、受注者は、材料名、品質規格、搬入数量を監督職員に書面により報告しなければならない。

材 料	確認時期

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第25条 材料の立会調合

- 受注者は、下記の工事材料については、監督職員の立会いによる調合又は見本検査を受けなければならない。

材 料	立会時期

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第26条 段階確認

- 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期
路面覆工		設置完了時
立坑工	ライナープレート	掘削完了時・施工完了時

（「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係）

第27条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い確認し、提出するものとする。

- （１）仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

- （２）仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(「1-1-5 品質証明」関係)

第28条 品質証明

□ 本工事は、品質証明対象工事である。

受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を共通仕様書 1-1-4 施工計画書の第1項(8)施工管理計画に記載しなければならない。

(「1-1-7 工事関係図書の納品」関係)

第29条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では以下の1, から4, の全てを実施することとする。

1, 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達の為に参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について報告するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2, デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、1, の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3, 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、千葉県写真管理基準(令和6年度版)及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)に準ずるが、2, に示す小黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準(令和5年3月)「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4, 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2, に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

（「1-1-8 技術検査」関係）

第30条 中間技術検査(その1)

（当初の設計金額が1億円以上の工事又は市長が必要と認めた工事）

■ 本工事は、中間技術検査の対象である。

中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

（「1-1-8 技術検査」関係）

第31条 中間技術検査(その2)

（低入札価格工事に該当する可能性がある工事）

□ 本工事は、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約締結したときは、中間技術検査の対象とする。

中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。

中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

第32条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

□ 請負契約の締結の日の翌日から令和〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

第33条 三者会議実施対象工事

□ 本工事は三者会議実施対象工事である。

1, この工事の発注者、当該工事の受注者及び詳細設計を実施したコンサルタントによる協議（以下「三者会議」という。）をこの工事の着手前に開催し、設計図並びに現場の整合性の確認及び設計思想の伝達を行うものとする。

2, 受注者は、工事着手前に設計照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、三者会議の開催を要請するものとする。

3, 三者会議に関する手続きは、別に定める船橋市三者会議実施マニュアル

によるものとする。

第34条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

- 1, 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2, 受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、コンクリート標準示方書（施工編）（令和5年9月）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員と協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第35条 施設構造図

本工事に伴う標準的な構造図は「下水道工事施設構造図」として別途編集しており、船橋市ホームページ『下水道工事施設構造図について』（下水道部下水道建設課ホームページ）に公表している。

本工事における下記種別については下水道工事施設構造図に編集されている該当図面を設計図書として取り扱うこと。

図面番号	図 面 種 別	備 考
S-A3	砂基礎構造図	
S-B1	小型マンホール（塩ビ）構造図	
S-B5	組立1号マンホール構造図	
S-B6	組立2号マンホール構造図	
S-C1	副管構造図	スリム型内副管
S-D1-1	ます（汚水）構造図	塩ビ製
S-E2	舗装復旧工 下層路盤・上層路盤 ・基層・表層 構造図	市道（一般車道）
S-F2	立坑構造図（ライナープレート）	Φ1600mm
S-F4	立坑構造図（ライナープレート）	Φ1800mm
S-F5	立坑構造図（ライナープレート）	Φ2000mm
S-G1	耐震構造図	

□ 本工事で使用するケーシング立坑の標準的な構造図は「下水道工事施設構造図」として別途編集しており、船橋市ホームページ『下水道工事施設構造図について』（下水道部下水道建設課ホームページ）に公表している。

なお、立坑深等の各寸法については、下記寸法表によること。

立坑 番号 No.	呼び径 (R) (mm)	ケーシング厚 (t) (mm)	立坑深 (H 1) (mm)	掘削深 (H 2) (mm)	先掘深 (H 3) (mm)	埋設 ケーシング長 (H 4) (mm)	ケーシング 撤去長 (H 5) (mm)	施工 余裕高 (H 6) (mm)

第36条 地下埋設物の安全管理

工事施工に際しては、各地下埋設物管理者と必ず事前打ち合わせを行い、地下埋設状況を十分把握し、各地下埋設物管理者から指示があった場合には、監督職員と協議し適切な防護を施すこと。

第37条 境界標及び基準点標等の保全

工事区域内の境界標（道路境界点等）や基準点標等については十分注意し、本工事により影響を与える恐れのある場合は監督職員と事前に協議し、必要に応じた対策をとること。

特に、本市が管理する「船橋市基準点（公共基準点・街区基準点）」付近で工事を施工し、船橋市基準点の効用に支障をきたすおそれのある場合には、工事着手前に監督職員に報告するとともに必要な資料を提出すること。

第38条 使用管材

本工事において使用する管材は下記によるものとする。

・開 削

☐ 下水道用鉄筋コンクリート管

管径（呼び径）	継手形状	外圧強さ

■ 下水道用硬質塩化ビニル管

管径（呼び径）	接合形状
φ 2 0 0	ゴム輪

※使用管材は耐震性を考慮し、差し込み継手管渠（ゴム輪）を使用すること。

・推 進

☐ 下水道推進工法用鉄筋コンクリート管（小口径含む）

管径（呼び径）	形状	継手形状	外圧強さ	圧縮強度	直線or曲線

☐ 下水道推進工法用レジンコンクリート管（小口径含む）

管径（呼び径）	形状	継手形状	外圧強さ	直線or曲線

■ 下水道推進工法用硬質塩化ビニル管

管径（呼び径）	管 種
φ 2 0 0	VP

※使用管材は耐震性を考慮し、差し込み継手管渠とすること。

・鋼製さや管推進及び取付管推進

□ 一般構造用炭素鋼管

管径（呼び径）	規 格

□ 硬質塩化ビニル管

管径（呼び径）	管 種

第39条 施工管理基準

■ 本工事に伴う推進工の規格値は下記のとおりとする。

基準高の規格値は、小口径（φ 7 0 0 mm まで）± 3 0 mm、中大口径（φ 8 0 0 mm 以上） ± 5 0 mm とすること。

第40条 出来形線形確認

□ 受注者は、中大口径の直線推進、全ての曲線推進及びシールド工の着手前に測量用基準点の確認を監督職員の立会のうえ行うこと。また、出来形に応じて出来形線形確認を社内において行い、確認結果を報告すると共に監督職員の確認を受けなければならない。

この際、受注者は、出来形線形を予め坑内において測量し、測量結果を管上道路面に印さなければならない。

なお、実施時期及び頻度は監督職員と協議のうえ定めるものとする。

第41条 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

■ 本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の発注者指定型工事とする。

本工事は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督職員における「臨場に要する時間の削減による効率化」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施するものとする。

第42条 設計変更

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第25条及び船橋市土木工事共通仕様書共通編1-1-14から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「船橋市土木工事請負契約における設計変更等ガイ

ドライン」(令和3年3月)によることとする。

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
 - 1, 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
 - 2, 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第44条 石綿事前調査の実施

- 1, 本工事は、石綿事前調査の対象工事である。
 - 2, 受注者は、工事着手前に書面調査を行い、船橋市環境部がホームページに掲載している「事前調査の様式」を活用し、打合せ簿で「報告」すること。
 - 3, 受注者は、前項書面調査により石綿の含有が否定できなかった場合、現地調査方法及び分析方法等について監督職員と協議すること。

第45条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1, 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
 - 2, 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
 - 3, 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

丸山地区管渠布設工事(その 67)

マンホールポンプ設備

機械・電気設備

特 記 仕 様 書

目 次

第 1 章	総 則
1-1	適 用 範 囲
1-2	一 般 事 項
1-3	納 品 図 書
1-4	検 査
1-5	材 料 保 管
1-6	保 証 期 間
第 2 章	ポンプ設備
2-1	水中汚水ポンプ
2-2	逆 止 弁
2-3	止 水 弁
2-4	可 と う 管
2-5	槽 内 配 管
2-6	付 帯 設 備
2-7	複 合 工
第 3 章	電気設備
3-1	盤 共 通 事 項
3-2	制 御 盤
3-3	引込開閉器盤
3-4	水 位 計
3-5	監 視 装 置
3-6	ポンプ運転制御
3-7	複 合 工
第 4 章	据付工事
4-1	据付工事概要
4-2	ポンプ設備工事
4-3	電気設備工事

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、分流式下水道の雨水を除く汚水用として、除じん設備がなく組立式マンホールの中に水中汚水ポンプを 2 台設置したマンホールポンプ設備工事に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 請負者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
 - (12) その他関係法令、条例
3. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

1-3. 納品図書

1. 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、各 3 部（返却用 1 部を含む）提出するものとする。
2. 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1-4. 検査

製作工場においてポンプは JIS B 8301、JIS B 8302 に基づき、組立完成後に性能試験を行い、制御盤は耐圧試験、動作試験を行うものとする。

現地において総合試運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1-5. 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

1-6. 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から 1 箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに請負者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 ポンプ設備

2-1. 水中汚水ポンプ

1. 使用目的

流入する汚水を圧送又は揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	改良型ノンクロッグタイプ	着脱装置 吸込ベルマウス付 予旋回槽
(2) 口径	65 mm	
(3) 吐出量	0.507 m ³ /min	
(4) 全揚程	10.6 m	
(5) 効率	メーカーによる	
(6) 回転速度	1500 min ⁻¹	
(7) 使用材料	ケーシング：FC200 以上(着脱曲胴含む) 主 軸：SUS420J2 羽根車：SCS13	
(8) 電動機出力	2.2 kW	
(9) 周波数	50 Hz	
(10) 電 圧	三相 200 V	
(11) 絶 縁 階 級	F 種	
(12) 水中ケーブル長	30 m	
(13) 数 量	2 台	

3. 構造概要

本ポンプは汚水を移送するもので、汚水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。また、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

4. 製作条件

- (1) 最大通過粒径は 65mm とする。
- (2) 気中にて 30 分連続運転が可能なものとする。

5. 各部の構造

(1) ケーシング

- 1) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の鑄鉄製品とする。
- 2) ケーシングは分解組立が容易にできる構造とする。

(2) 羽根車

- 1) 羽根車は吸込み流路を螺旋形状とし、回転中心の低圧部に異物が詰まりにくい構造とすること。
- 2) 羽根車は良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。また、羽根車は平衡を十分取るとともに表面を滑らかに仕上げること。

(3) 主 軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルクおよび振り振動に対しても十分な強度を有すること。

(4) 軸封装置

軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中あるいは停止中を問わず、異物がモータ内に侵入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。

(5) 軸 受

回転部重量および水カスラストは電動機に内装した軸受で支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑な自己潤滑ができる構造とする。

(6) フランジ

配管との接続フランジ穴あけ規格は、JIS B 2239 に準じること。また、ポンプます内配管および分解用フランジのボルト、ナットは SUS304 とする。

6. 保護装置

- (1) 異常温度上昇を検知するマイクロサーマルプロテクタを内蔵すること。
- (2) 油・水が電動機内に浸入しないよう浸水溜り室を設けること。浸水溜り室は電動機室とメカニカルシール室との間に設置し、独立した構造とする。
- (3) 浸水溜り室には、浸水検知器を設け、浸水検知表示が可能な構造とする。

7. 塗 装

鑄鉄部等、塗料による防食処理が必要な箇所は、エポキシ樹脂系塗料で膜厚 0.2mm 以上の塗装を施すものとする。

8. ポンプ付属品 (1 台に付き)

- | | |
|--|-----|
| (1) 水中ケーブル | 1 式 |
| (2) 吊り上げ用チェーン (SUS304) | 1 式 |
| (3) ポンプ着脱装置 (FC200 以上)
(ガイドパイプ等要部 SUS304) | 1 式 |
| (4) 基礎ボルト、ナット (SUS304) | 1 式 |

(5) 吸込ベルマウス (SUS304)

1 個

9. 予旋回槽

(1) 概 要

浮遊物や沈殿物を巻込んで排出させるために、ポンプの吸込流れを利用して渦流を発生させる構造とする。

(2) 仕 様

形 式	分割組立式予旋回槽
材 質	FRP
形 状	2 号 (φ 1200) 用
数 量	1 槽

10. 空気抜弁

(1) 概 要

本弁は、ポンプ吐出管に設け管内の空気を排出しポンプのエアロックを防止するためのものである。

(2) 仕 様

設 置 場 所	ポンプ吐出管
弁 体	SCS13
フ ロ ー ト	エボナイト
数 量	2 台

2-2. 逆止弁

1. 使用目的

ポンプ吐出側に設け、ポンプ停止時の逆流を防止するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ボール式	
(2) 口 径	φ 65 mm	
(3) 使 用 水	汚水	
(4) フ ラ ン ジ 規 格	JIS 10K	
(5) 数 量	2 台	

3. 構造概要

本弁は、水中汚水ポンプの吐出側に取付け、停電その他によりポンプが急停止した場合、流水の逆流を防止するために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はポンプ停止時の流水の逆流を防止するため、強い衝撃に耐え、堅ろうな構造とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行えること。

5. 各部の構造

- (1) 本弁は両フランジ形ボール式構造とする。ケーシングは良質なステンレス鋳鋼製(SCS13)とし、腐食および摩耗を考慮すること。
- (2) 弁体は耐摩耗性、耐衝撃性を有するゴムを使用し、正確に閉止が行い得るものとする。

6. 使用材料

- | | | |
|---------|---------|---------|
| (1) 弁 箱 | ステンレス鋳鋼 | (SCS13) |
| (2) 弁 体 | 合成ゴム | (ボール式) |

2-3. 止水弁

1. 使用目的

主ポンプの吐出側に設け、止水を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ボール式	
(2) 口 径	φ 65 mm	
(3) 使 用 水	汚水	
(4) フ ラ ン ジ 規 格	JIS 10K	
(5) 数 量	2 台	

3. 構造概要

本弁は、止水を行うために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

4. 製作条件

- (1) 本弁はボール式止水弁とする。
- (2) 開閉動作は円滑に行え、閉鎖時には漏水のない十分な機能を有すること。

5. 各部の構造

各部の構造はつぎによる。

- (1) 本弁は両フランジ形ボール式構造とする。
- (2) 弁箱の鋳造品は、鋳巣、歪等のない良質のステンレス鋳鋼製（SCS13）で十分な肉厚をもち、強度剛性を有するものとする。

6. 使用材料

- | | | |
|---------|---------|----------|
| (1) 弁 箱 | ステンレス鋳鋼 | (SCS13) |
| (2) 弁 体 | ステンレス鋼 | (SUS304) |

2-4. 可とう管

1. 使用目的

ポンプ井出口と圧送管の間に取付け、不当沈下、温度変化等による圧送管の破損及び振動や騒音の発生を防ぐために設けるものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 設 置 場 所	地中埋設	
(2) 形 式	フランジ式	
(3) 寸 法	100A×350L	
(4) 偏 心 量	100 mm	
(5) 数 量	1 個	

3. 製作条件

汚水の圧送管に設けるため衝撃に耐える堅牢な構造とし、腐食磨耗に耐えるよう肉厚等を十分に考慮すること。

4. 各部構造

天然・合成ゴム及び補強コード、補強リングの組合せにより、耐圧、偏心量、腐食磨耗を十分に考慮すること。

2-5. 槽内配管

1. 本工事で施工する配管の範囲は、下記の通りとする。

配 管 名 称	口 径	管 種	施 工 範 囲	備 考
槽 内 配 管	φ 65～φ 100	SUS	ポンプ吐出口 ～圧送管取合部	

2. 配管材料

- (1) 一般的配管材料を下表に示す。

呼 称	規 格			備 考
	番 号	名 称	記 号	
鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP－黒	燃料配管排気管等
ステンレス 鋼 管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS－TP	水配管
樹 脂 管	JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	VU	脱臭配管等
	JIS K 6742	水道用硬質塩化ビニル管	VP	

- (2) 鋼管等は、日本工業規格（JIS）に定められている製品を使用する。

2-6. 付帯設備

本工事で施工する鋼製加工品類の範囲は、下記の通りとする。

用 途	数 量	形 式	形 状 ・ 寸 法	材 料	備 考
流入バップル	1 組	鋼板加工	φ 200 用 L=1400	SUS304	PL2t
流入バップル	1 組	鋼板加工	φ 200 用 L=1650	SUS304	PL2t

2-7. 複合工

本工事で施工する複合工の範囲は、下記の通りとする。

工 種	数 量	形 状 ・ 寸 法	材 料	備 考
圧送管貫通工	1 カ所	φ 250	無収縮モルタル	
予旋回槽底部コンクリート工	1 カ所	φ 1200	無筋コンクリート	

第3章 電 気 設 備

3-1. 盤共通事項

1. 制御盤概要

- (1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- (2) ドアには鍵を設ける。
- (3) 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。
- (4) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。
- (5) 自動通報・監視装置を設ける。(スタンド形は除く)
- (6) 停電時対応として自家発電機接続用コンセントを設ける。

2. 主 回 路

- (1) 主回路の電圧は交流 200V とする。
- (2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。
絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307)
または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3. 制御回路

- (1) 制御電源及び自動通報装置電源は主回路より分岐する。
- (2) 制御回路に用いる電線は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が 1.25mm^2 以上を使用し、かつ可動部は、十分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い電線を使用してもよいものとする。
- (3) 電線被覆の色別は、JEM 1122 により下記の色別を行うものとする。

計器用変圧器二次回路	黄色
変 流 器 二 次 回 路	黄色
制 御 回 路	黄色
接 地 回 路	緑色
- (4) 盤内照明等が 100V 仕様の場合は別途 100V 電源（定額電灯または従量電灯）を引込むものとする。

3-2. 制 御 盤

1. 数 量 1 面
2. 形 式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸 法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 器 具 類
 - (1) 配線用遮断器 1 式
 - (2) 漏電遮断器 1 式
 - (3) 電磁接触器 2 個
 - (4) 3E リレーまたはサーマルリレー 2 組
 - (5) 進相コンデンサ 2 個
 - (6) 水位変換ユニット 1 式
 - (7) 交流電圧計 1 個
 - (8) 交流電流計 2 個
 - (9) 補助継電器 (プログラマブルコントローラ等も含む) 1 式
 - (10) 運転時間計 2 個
 - (11) 表示灯 1 式
 - (12) タイマー 1 式
 - (13) ヒューズ 1 式
 - (14) 端子台及び内部配線 1 式
 - (15) 切替開閉器 1 式
 - (16) 操作開閉器 1 式
 - (17) 扉開閉ハンドル (鍵付) 1 式
 - (18) 監視装置 1 式
 - (19) 自家発電機接続用コンセント 1 式
 - (20) 盤内コンセント 1 個
 - (21) その他必要なもの 1 式

3-3. 引込開閉器盤

1. 数 量 1 面
2. 形 式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸 法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 内蔵機器
 - (1) 配線用遮断器 1 式
 - (2) WHM 取付スペース 1 式

3-4. 水 位 計

1. 概 要

水位計の種類は投込式水位計とする。これら水位計の故障時のバックアップ用として、高水位（HHWL）より上の水位（ALWL）にフロートスイッチを1個設けるものとする。また、手動運転時に汚水がない状態で運転しないよう、低水位（LWL）より、下の水位（LLWL）にフロートスイッチを1個設けるものとする

2. 仕 様

(1) 投込式水位計

項 目	仕 様	備 考
形 式	投込圧力式	
数 量	1 台	
電 源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
出 力 信 号	水位出力接点 5 点程度 アナログ水位出力 1 点（DC4～20mA）	
材 質	水位センサ部 SUS304	
精 度	±0.5%FS 以内（水位変換器との組合せ精度）	
付 属 品 (1 台につき)	水位変換器 1 個 専用ケーブル 1 式 吊下チェーン 1 式	変換器は盤内収納

(2) フロートスイッチ（浮子転倒式）

項 目	仕 様	備 考
形 式	フロート式	接点出力
数 量	2 個	
材 質	フロート ポリプロピレン樹脂	

3-5. 監視装置

1. 概 要

設備の異常発生時に、予め設定した通報先へ自動的に異常通報を行う。また、施設の稼働状況を監視、ポンプ運転回数、槽内水位データの記録を行い、定期的に各種通信端末へ転送する装置である。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
取 付 場 所	制御盤内	
入 力 点 数	デジタル 20 点以上 アナログ 4 点以上	
通 信 回 線	携帯電話回線	
通 報 宛 先	8 宛先以上	
通 報 先 種 別	メール通報	
電 源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
数 量	1 台	

3-6. ポンプ運転制御

1. 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位（HWL）になると、ポンプ 1 台が自動始動し送水する。その後、水位が停止水位まで低下すると自動停止する。

2. ポンプの運転方法

運転方法は単独交互運転とする。

(1) 単独交互運転

ポンプ 2 台の内 1 台が運転し、残り 1 台は待機する。運転中のポンプが停止水位に到達後、自動停止し、再び水位上昇により運転開始水位（HWL）に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰り返し交互運転する。

(2) 並列交互運転

上記 (1) 単独交互運転機能に加えて、水位が 1 台目運転開始（H1WL）よりさらに上昇し、（H2WL）に達した場合には、2 台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。

3. 飛越し運転

運転中にポンプが故障した場合には、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで 1 台のポンプで運転を継続する。

4. 異常警報

異常発生時に自動通報・監視装置にて通報する。

警報項目（例）：1 号ポンプ故障

2 号ポンプ故障

異常高水位

停電

3-7. 複合工

本工事で施工する複合工の範囲は、下記の通りとする。

工 種	数 量	形 状 ・ 寸 法	材 料	備 考
電線管貫通工	1 式		無収縮モルタル	
引込柱基礎工	1 ヲ所		無筋コンクリート	

第4章 据付工事

4-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

4-2. ポンプ設備工事

1. 機器の据付
 - (1) マンホール内のステップとマンホールのセンターを基準にし、正確に墨出しのこと。
 - (2) 着脱バンドの施工は特に水平垂直レベルに留意し、据付後機器の性能に支障をきたすことのないように十分に注意し施工すること。
2. 配管工事
 - (1) 配管の接合は漏水がないように正確、確実に行うこと。
 - (2) 配管の固定は、堅ろうに取付けのこと。

4-3. 電気設備工事

1. 盤の据付
 - (1) 自立形（スタンド形、ポール形を含む）盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅ろうに固定すること。
 - (2) 装柱形及び壁掛形盤は所定の金具で柱及び壁に強固に取付けのこと。
2. 電線管工事
 - (1) 電線管は施工場所により、次の管を使用すること。
 - (A) 露出配管 鋼製電線管
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
 - (B) 地中配管 波付硬質合成樹脂管
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
合成樹脂製可とう電線管
硬質ビニル電線管
 - (C) 接地線用 硬質ビニル電線管（露出、地中とも）
 - (2) 地中電線管部については、ケーブル埋設シートを敷設のこと。

3. 配線工事

(1) 配線は使用目的により次の電線またはケーブルを使用すること。

(A) 電源回路 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VVR)

(B) 制御回路 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (CVV)

(C) 接地回路 600V ビニル絶縁電線 (IV) 緑色

(2) 端子への接続

各端子への接続は圧着端子で行うこと。

4. 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

5. 引込受電柱の建柱

低圧電力、定額電灯（または従量電灯）及び電話回線等は、引込受電柱に一括して引込むものとする。建柱位置はマンホール近傍とすることを原則とするが、建柱にあたっては監督員の指示によるものとする。なお、ポール形盤のときは、建柱は不要とする。